

東員町町税条例の一部改正について

1 改正要旨

- 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- 地方税法等の一部改正に伴う「令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例」の適用を行うための条例改正及び令和6年度税制改正のうち地方税に関する部分については、同改正法案の公布が令和6年3月30日であったことから、令和6年4月1日施行の改正部分については時間的余裕がないため、地方自治法第179条の専決処分により条例の改正を行っています。

2 概 要

(1) 主な改正内容

税 目	内 容	備 考
町 県 民 税	① 寄附金税額控除の規定の整備（第36条の6） 公益信託の見直しに伴う所得税法の見直しに伴う規定の整備。	公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行
	② 令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除の特例適用（附則第5条の2） 令和6年度能登半島地震災害により、資産、住宅や家財などの損害については、令和5年に生じた損失の金額として、令和6年度分の個人住民税で雑損控除を適用するもの。	令和6年4月1日施行
	③ 令和6年度及び令和7年度の個人住民税の特別控除の規定の新設【定額減税】（附則第7条の5・6・7・8） 令和6年度分の個人住民税の税額控除後の所得割額から1万円に、減税対象人数を乗じた額を減税するもの。 なお、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和7年度の個人住民税から税額控除後の所得割額を1万円控除する。	令和6年4月1日施行
固 定 資 産 税	① 法律改正に伴う改正（第56条） 法律改正にあわせて条項を改正するもの。	令和7年4月1日施行
	② 法律改正にあわせて、わがまち特例の割合を定める規定の新設（附則第10条の2） - 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設するもの。 - 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のためのわがまち特例の割合を定める規定を新設するもの。	令和6年4月1日施行
	③ 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用の新設（附則第10条の3） 認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するもの。	令和6年4月1日施行

- (2) 地方自治法第179条の専決処分により条例の改正を行ったもの。
 上記(1)の表のうち、網掛け部分